資料１７５－３

令和８年度の「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」について

（諮問第3225号）

＜目 次＞

１　諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（別紙）概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（公印・契印省略）

諮 問 第 3225 号
令和８年 11 月 18 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長　相田　仁　殿

総務大臣　藤井　比早之

諮　問　書

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 167 条の３第１項に規定する「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」について、令和８年度においても行うこととしたい。

ついては、同法第 169 条第２号の規定に基づき諮問する。

別紙

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年度の「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」について

令和８年11月18日

総合通信基盤局　電気通信事業部

事業政策課

「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（改定後）」の概要

- 電気通信事業法第167条の３による競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針として、本方針を策定
- **各年度の結果は**、審議会の答申を経て、翌年度の夏頃を目途に取りまとめ、省令の制定改廃等の法律の適正な運用に活用するなど、**制度・施策等の見直しに反映**
- 令和７年度評価レポート及び令和７年改正事業法・NTT法等の制度整備を踏まえた改定の実施
  - **法人向けサービス市場における競争状況の把握**に関する記載の追加
  - **令和７年改正法等による規律の遵守状況の確認**に関する記載の改定
  - **NTT東西の活用業務の検証**に関する記載の追加　　等

電気通信事業者間の競争の状況の調査

①検証対象市場に係る競争状況等の分析
移動系通信、固定系通信、法人向けサービス市場について、競争状況等に関する指標（シェア、市場集中度、契約数、事業者数、主要各社の売上高・営業利益・設備投資、料金プランの状況、ソリューションサービスがネットワークサービスの競争関係に与える影響等）を定点観測し、分析

②電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握
ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえ、電気通信事業者向けのクラウドサービスの料金や提供条件、主要電気通信事業者による利用や依存の状況等を調査

③研究開発への取組状況の把握
国際競争力の強化等の観点から、事業者の研究開発費の推移、共同研究開発や異業種連携を含めた取組等を調査

公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査

①市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認
NTT東西・NTTドコモによる接続関連情報等の目的外利用、特定の者に対する不当な優遇の有無等を確認

②NTTグループに対する公正競争確保のための措置に関する遵守状況等の確認
「NTT株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針」（令和８年５月）の遵守状況等を確認

③NTTグループの組織再編に係る対応等
組織再編が公正競争に与える影響を検討し、必要と判断された場合は、公正競争を担保するための対応を検討

④NTT東西の活用業務の検証
NTT東西が活用業務を営むに当たり、公正競争を確保するために講ずることとした措置の有効性・適正性及び当該措置の遵守状況を確認

⑤その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況の確認

適正な競争関係の確保に関する評価

上記の調査の結果に基づき、電気通信事業法の禁止行為規制の適用対象等の妥当性、NTTグループに対する公正競争確保のための措置の要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れて、電気通信事業者間の適正な競争環境が確保されているかどうかを評価

令和８年度の「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」について

１．諮問理由

- 電気通信事業法第167条の３第１項に規定する「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」を行う必要があるため、第169条第２号の規定に基づき、当該評価について諮問を行う。

２．答申を希望する事項

- 「電気通信事業者間の競争の状況の調査」及び「電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査」の結果に基づく、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかの評価について

３．検討事項

電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて、次の調査の結果に基づき、どのような評価を行うべきか。

その際、電気通信事業法の禁止行為規制の適用対象等の妥当性、NTTグループに対する公正競争確保のための措置の要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れた評価を行うことを予定している。

- 電気通信事業者間の競争の状況の調査
  - ①　検証対象市場に係る競争状況等の分析
  - ②　電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握
  - ③　研究開発への取組状況の把握
- 公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査
  - ①　市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認
  - ②　NTTグループに対する公正競争確保のための措置に関する遵守状況等の確認
  - ③　NTTグループの組織再編に係る対応等
  - ④　NTT東西の活用業務の検証
  - ⑤　その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況等の確認

４．スケジュール

- 令和９年９月頃に答申を希望。